

荒尾市お試し暮らし体験住宅事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、荒尾市（以下「市」という。）への定住促進及び市の活性化を図るために、移住検討者に対し、市内の風土や日常生活の状況を実際に体験してもらうための体験住宅を一定期間貸し付ける荒尾市お試し暮らし体験住宅事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住検討者 市の移住担当窓口を通じて移住の検討を行っている者（転勤又は婚姻による転入者は除く。）
- (2) 体験住宅 日常生活を営むための家具、電化製品等の家財道具を備え、手軽に市での生活を体験できるように、市が移住検討者に貸し付ける住宅

(体験住宅)

第3条 体験住宅の名称、位置等は、次のとおりとする。

名称	位置	建築年	構造	面積
荒尾市 お試し 暮らし 体験 住宅	荒尾市荒尾 4186番 地1	昭和49年	鉄筋コン クリート 造	60.78 ㎡

(借用申請)

第4条 体験住宅の借受けを希望する移住検討者（以下「申請者」

という。)は、体験住宅借用申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(貸付けの許可等)

第5条 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し適正と認めたときは、体験住宅貸付許可決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 市長は、申請者及び申請者と同居しようとする者が次の各号(申請者と同居しようとする者については、第2号を除く。)のいずれかに該当すると認めるときは、体験住宅の貸付けを行わないものとし、体験住宅貸付不許可決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(1) 市内に居住する者であるとき。

(2) 20歳未満の者であるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

(4) 国税及び地方税を滞納しているとき。

(5) その他市長が不相当と認めるとき。

(契約)

第6条 市長は、前条第1項の規定により体験住宅の貸付けを許可したときは、借地借家法(平成3年法律第90号)第38条第1項に規定する契約を体験住宅定期賃貸借契約書(様式第4号。以下「契約書」という。)により当該貸付許可を受けた者(以下「借受者」という。)と締結し、体験住宅を貸し付ける

ものとする。この場合において、市長は、契約の更新がないことの確認を体験住宅定期賃貸借契約についての説明書（様式第5号）により行うものとする。

（貸付期間）

第7条 体験住宅の貸付期間は、3日以上90日以内で契約書において定める期間とする。

2 前項の貸付期間を定める場合において、貸付期間の始期及び終期が荒尾市の休日を定める条例（平成3年条例第13号）第1条第1項第3号に規定する日に当たる場合は、その日を貸付期間の始期及び終期としないものとする。

（借用料）

第8条 体験住宅の借用料は、1日当たり1,000円とする。

2 借受者は、体験住宅の借受期間に応じた借用料に消費税及び地方消費税を加えた額を、借用開始日までに納付しなければならない。

3 第1項の借用料には、住宅借上料及び光熱水費（電気料、ガス代及び上下水道料をいう。）を含むものとし、飲食費、日常生活に係る消耗品費、交通費その他借用料に含まれない費用については、借受者の負担とする。

4 第1項の規定により納付した借用料は、これを還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

5 前項ただし書の規定により借用料を還付するときの額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 天災、借受者本人又は親族の病気その他借受者の責めに帰することができない事由により体験住宅を借用できなくな

った場合 既に納付した借用料から借用済期間分の金額を差し引いた額

(2) 前号に掲げるもののほか、やむを得ない事由として市長が特に認めた場合 その都度市長が定める額

(体験住宅への入居)

第9条 借受者は、借用料を納付した後に市長から体験住宅の鍵を受け取り、体験住宅に入居するものとする。

2 借受者は、体験住宅の鍵を破損し、又は紛失したときは、速やかに市長に報告の上、借受者の負担で新たな鍵の交換又は作成を行うものとする。

(借受者の遵守事項)

第10条 借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 留守、就寝時等に施錠するなど体験住宅を善良な管理者の注意をもって管理すること。

(2) 火気の取扱いに注意するとともに、体験住宅内での喫煙は行わないこと。

(3) 体験住宅の附属設備、備品等は、使用方法に従い適正に取り扱うこと。

(4) 体験住宅、体験住宅周辺等の除草や清掃を適宜行い、住環境の整備をすること。

(5) 決められたルールに従いごみを排出すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、体験住宅の借用に関し市長が必要と認める事項

(行為の制限)

第11条 借受者は、体験住宅及びその敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為
- (2) 興行を行うこと。
- (3) ペットを飼育すること。
- (4) 展示会その他これに類する催しをすること。
- (5) 文書、図書その他印刷物を貼り付け、又は配布すること。
- (6) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これらに類する行為
- (7) 周辺住民に迷惑を及ぼす行為
- (8) 体験住宅の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が体験住宅及びその敷地内において行う行為として不適切と認める行為
(契約の解除及び貸付許可の取消し)

第12条 市長は、借受者に前2条の規定及び契約書において定める事項に違反する行為があった場合等で、体験住宅の定期賃貸借契約を継続することが困難であると認める場合は、定期賃貸借契約を解除し、体験住宅の貸付許可を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により体験住宅の貸付許可を取り消したときは、体験住宅貸付許可取消通知書（様式第6号）により、借受者に通知するものとする。

(体験住宅の明渡し)

第13条 借受者は、借用期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により貸付許可を取り消されたときは、直ちに体験住宅を明け渡さなければならない。

2 借受者は、前項の規定により体験住宅を明け渡すときは、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除いた住宅の原状回復を行い、鍵を返却しなければならない。

3 借受者は、明渡しを行うときは、明渡日等を事前に市長に通知し、原状回復の内容及び方法について、協議しなければならない。

(立入り)

第14条 市長は、体験住宅の防火、火災時の延焼防止、構造の保全その他体験住宅の管理上特に必要があると認めるときは、借受者の承諾がなくても体験住宅内に立ち入ることができるものとする。

2 借受者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による立入りを拒否することはできない。

(特別な設備等の搬入)

第15条 借受者は、体験住宅の借用に当たり特別な設備又は特殊備品を搬入しようとするときは、事前に市長の許可を受けなければならない。

(損害賠償)

第16条 借受者は、故意又は過失により体験住宅及び体験住宅の附属設備、備品等を破損し、若しくは汚損し、又は滅失したときは、直ちに市長に報告し、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(事故免責)

第17条 体験住宅が、通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、体験住宅の借受期間中に体験住宅の内外で発生した事故に対して、市はその責任を負わないものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。